

(2) 支給金額について

- A 従前と同じ (1人あたり月 万円)
- B 減額し、月 円にした
- C 増額し、月 円にした

(3) 公開度 (領収書、その他) について

- A 従前と同じ (円以上の領収書 その他に を添付)
- B 領収書添付を 円以上にした
- C 新たに領収書以外の以下のものを議長に提出するようにした ()
- D その他

(4) 改正条例についての URL は ()

2. 条例改正過程の情報公開についてお尋ねします。

(該当する A,B,C,・・・に○をつけて (複数回答可の場合もあります)、空欄を埋めてください)

(1) 政務調査費条例・関連下位規範の改正に関する検討会議 (以下当該会議という) について

ア) 検討が行われた会議の名称は () である。

注: この会議が、議会運営委員会の場合は、(3) の回答は、省略できます。

イ) 政務調査費条例の改正に関する討議は、() 回行った。

ウ) 当該会議委員の構成は

- A 議員以外が含まれる 議員 () 名
議員以外の委員は 資格 () が () 名
公募市民 が () 名

- B 議員のみ () 名

エ) 当該会議の開催を市民に告知 (政務調査費条例の改正を議論するという内容の告知が含まれる) しましたか。(会議内容がわからない一般的な「・・・委員会開催」は不可)

- A 記者会見で公表
- B ネットで公表。URL は ()
- C 公表していない または、 会議内容がわからない一般的な開催告知
- D その他 ()

オ) 当該会議の傍聴・中継は

- A ネットで中継 URL は ()
- B 可能 傍聴は () 人まで可能
- C 不可能
- D その他 ()

カ) 当該会議で提出された資料について、

- A 傍聴者全員に当日資料配布
- B ネットで公開 URL は ()
- C 閲覧が可能 閲覧場所は、()
- D 情報公開請求で入手可能
- E 入手は不可能

キ) 当該会議の議事録が、

- A ネットで公開、URL は ()
- B 閲覧が可能、閲覧場所は、()

C 情報公開請求により入手可能

⇒当該会議の全ての議事録の公開請求ができるのは、 月 日以降

D 公開されていない

ク) 当該会議の議事録(公開請求で公開された議事録)は、

A 発言者名がわかり、発言内容が逐語で記載されている

B 発言者名がわかり、発言内容は概要が記載されている

C 発言者名はわからないが、発言内容が逐語で記載されている

D 発言者名がわからず、発言内容は概要が記載されている

E 作っていない

(2) 政務調査費条例の改正に関するパブリックコメントについて

ア) 募集期間について

A パブコメを行った。募集期間は()日間。

URLは()

B 行っていない。

行わなかった理由をお書き下さい

()

イ) 上記の際寄せられた意見の内容について、ネットでの公開について

A 公開している。URLは()

B 公開していない

(3) 改正条例が提案された議会運営委員会について

ア) 議会運営委員会の傍聴は、

A ネットで中継 URLは()

B 可能 傍聴は()人まで可能

C 不可能

D その他 ()

イ) 議会運営委員会で提出された資料について、

A 傍聴者全員に当日資料配布

B ネットで公開、URLは()

C 閲覧が可能、閲覧場所は、()

D 情報公開請求で入手可能

E 入手は不可能

ウ) 議会運営委員会の議事録が、

A ネットで公開、URLは()

B 閲覧が可能、閲覧場所は、()

C 情報公開請求により入手可能

⇒議事録の公開請求ができるのは、 月 日以降

D 公開されていない

エ) 議会運営委員会の議事録(公開請求で公開された議事録)は、

A 発言者名がわかり、発言内容が逐語で記載されている

B 発言者名がわかり、発言内容は概要が記載されている

C 発言者名はわからないが、発言内容が逐語で記載されている

- D 発言者名がわからず、発言内容は概要が記載されている
- E 作っていない

オ) 条例改正案への各会派等の賛否の結果を知ることができるか、について

- A ネットで公開されている。
- B 議事録に記載されている
- C 知ることができない
- D その他

(4) 改正条例が提案された議会本会議について

ア) 議会本会議のネットでの公開について、

- A ネットで中継、録画、URLは ()
- B ネットで録画のみ、URLは ()
- C ネットで中継のみ、
- D ネットでの公開は行っていない

イ) 議会本会議で提出された条例案について、

- A 傍聴者全員に当日資料配布
- B ネットで公開、URLは ()
- C 閲覧が可能、閲覧場所は、()
- D 情報公開請求で入手可能
- E 入手は不可能

ウ) 議会本会議の議事録について、ネットで公開されるのは、本会議終了後 () 日後である。

エ) 条例改正案への各会派等の賛否の結果を知ることができるか、について

- A ネットで公開されている。
- B 議事録に記載されている
- C 知ることができない
- D その他

(5) 改正条例案の審議内容について

- A 説明、質疑、委員会付託を省略し、討論なしで採決した
- B 説明、質疑、委員会付託を省略し、討論の後、採決した
- C 説明、質疑を省略し、委員会付託し、後日、討論なしで採決した
- D 説明、質疑を省略し、委員会付託し、後日、討論の後、採決した
- E 説明、質疑した上で、委員会付託なしで討論の後、採決した
- F 説明、質疑した上で、委員会付託し、後日、討論の後、採決した
- G その他 ()

3. 上記以外に、政務調査費条例の改正過程の情報公開について、特筆すべきことがあれば、記入してください。

()

以上です。ご協力ありがとうございました。